

## 高齢者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

申請期間

4月18日(月)～7月29日(金)

申請書類

支給の対象となる可能性のある方には、  
市から申請書類を4月15日(金)に発送します

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、低所得の高齢者を対象に「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」を給付します。

支給の対象となる可能性のある方には、4月15日(金)に申請書を発送します。申請期限の7月29日(金)までに、忘れずに申請してください。

今号では、支給要件や申請方法などについて、お知らせします。

詳しくは臨時福祉給付金コールセンター☎470-7863へ。

詳細を **カクニンジャ**

支給対象者	基準日(平成27年1月1日)に、市内に住民登録がある方で、 <u>27年度臨時福祉給付金の支給対象者*</u> のうち、 <u>28年度中に65歳以上になる(昭和27年4月1日以前に生まれた)方</u> ※27年度臨時福祉給付金の支給対象者とは… 27年度分の市民税(均等割)が課税されていない方。 (ただし、課税されている方に扶養されている場合や、生活保護受給者などは対象外)
支給額	支給対象者1人につき、 <b>3万円</b> ※支給は1回限りです。
申請期間	4月18日(月)～7月29日(金) ※消印有効。
申請方法	郵送、または市役所1階「高齢者向け給付金窓口」 (臨時設置。土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)に提出
提出書類	申請書、本人確認書類※1、振込先金融機関口座確認書類※2 ※1 本人確認書類=住民基本台帳カード、運転免許証、保険証、旅券などの写し ※2 振込先金融機関口座確認書類=受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(フリガナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し ただし、受け取り方法で「27年度臨時福祉給付金と同じ口座への振り込み」を選択した場合は不要です。
支給開始日	6月9日(木)以降順次 ※申請から振り込みまでは、おおむね1カ月半程度を予定していますが、それ以上かかることもありますので、あらかじめご了承ください。

### 東久留米市 臨時福祉給付金 コールセンター

☎042-470-7863

※土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時15分。  
※電話番号をお確かめの上、お掛け願います。

### 相談・受付窓口

#### 東久留米市役所1階 高齢者向け給付金窓口

開設期間: 4月18日(月)～7月29日(金)  
【担当課】 総務課臨時福祉給付金担当※市役所1階に臨時設置します。  
※土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時。